

嵯峨朝における新楽府受容をめぐって

後藤昭雄

—

以前に興膳宏氏によって、嵯峨朝の詩に白居易の新楽府の受容が見られるという論が提示された。¹⁾ その例として挙げられたのは『文華秀麗集』巻下所収の三首（七言律詩）である。

123²⁾ 冷然院に各おの一物を賦し「潤底の松」を得たり

嵯峨天皇

124 冷然院に各おの一物を賦し「曝布の水」を得たり

製に応ふ

桑原腹赤

125 冷然院に各おの一物を賦し「水中の影」を得たり

製に応ふ

桑原広田麻呂

嵯峨天皇の御製と天皇の命に応えた侍臣の作とで、君臣唱和の典型である。内容は嵯峨の別業冷然院の景物を対象とし

た詠物の詩である（以下「冷然院詠物詩」という）。

これらの詩について、興膳氏は新楽府を受容した可能性があるという。典拠として挙げられたのは、123は「潤底松」、

124は「繚綾」、125は「昆明春」で、具体的には、123は「潤底松」という詩題と詩に用いられた「蒼蒼」という語が一致する。124は滝の流れを布になぞらえるのは白居易詩が織物を「応に天台山上明月の前、四十五尺の瀑布泉に似たるべし」と形容するのを逆転させたものである。125は「水中の影」を詠むが、これは昆明池を詠じた「昆明春」の「影は南山を浸して青澗瀼たり」を借りた可能性がある。以上のように指摘した。

これについて、私は123は詩題の一致はそのとおりであるが、「蒼蒼」は語は同じであるものの意味が異なる（一方は古松の木肌の黒味を帯びた青、他方は天の意）。124は滝を布に見

立てる発想は「曝(瀑)布」という語そのものが持つものであり、また早く腹赤の詩の表現の典拠と指摘されている孫綽(3)の「天台山賦」(『文選』卷一一)に見えており、あえて白居易詩を持ち出す必要はない。瓌の水に映る物の影を詠むことは『文選』や『芸文類聚』所収の六朝詩にすでにあるもので、白居易詩に独自の視点ではない。以上のことを論拠として興膳氏の指摘は認めがたいと述べた。⁴⁾

最近、新聞一美氏は「嵯峨朝詩壇における中唐詩受容」という論文を発表した。⁵⁾拙論についても言及があるが、これによって私は前稿には手落ちがあったことに気付かされた。新聞氏は興膳氏の論を認めるといふ立場で、その根拠は詩題としての「澗底松」および三字題の一致である。先に示したように冷然院詠物詩は「澗底松」「曝布水」「水中影」と三字の題であり、新楽府も多くが「澗底松」のように三字題であるが、この一致についても興膳氏は注目の要を促していた。「実はこの三字の詩題が、平安朝漢詩人たちに人気を博した白居易の「新楽府」五十首からヒントを得た可能性があることに注目する必要がある」。⁶⁾これを承けて、新聞氏は「興膳説が三字題に注意を向けていることはやはり重要である」、また「冷然院のこの三首もすべて三字題であり、そのうちの

「澗底松」が新楽府と一致するのである。この一致に基づき、三字題は、新楽府の傾向に倣ったと考えて良いと思うのである」と述べ、三字題の一致を重要視している。そこから同じく『文華秀麗集』所収の「河陽十詠」も三字題であるが、新聞氏はこのことを指摘し、これも新楽府を受容したものとえられようという。

先の興膳論に疑問を呈した前稿はこの三字題という問題を看過して、このことについては何も触れていなかった。これを重視する新聞論も提出されたので、この問題について考えてみなければならない。これが本論の目的である。

二

新聞論が新たに挙げた「河陽十詠」は次のようなものである。「文華秀麗集」巻下に「河陽十詠」の大題のもとに詠まれた嵯峨御製および藤原冬嗣ら五人の侍臣の奉和詩、合わせて十四首(七言絶句)が収められている。これらは三字の小题に拠って詠まれている。嵯峨の作を例にすると「河陽花」「江上船」「江辺草」「山寺鐘」の四首である。これらを詩題によって整理すると次のようになる。

河陽花 嵯峨天皇、藤原冬嗣

江上船 嵯峨天皇、仲雄王、朝野鹿取

江辺草 嵯峨天皇

山寺鐘 嵯峨天皇、仲雄王、滋野貞王

故関柳 藤原冬嗣

五夜月 良岑安世

水上鷗 仲雄王、朝野鹿取

河陽橋 仲雄王

十種の小題のうち、八題の詩が残る。

河陽は本来中国の地名で、現在の河南省の黄河に沿った孟
 県の辺りである。晋の文人潘岳が県令となり県中に桃の木を
 植えたことで有名になり、詩文に賦された。嵯峨朝には淀川
 沿いの山崎（京都府大山崎町）をこれになぞらえて和製の河
 陽が創出された。嵯峨天皇を初め官人らがしばしば出遊して
 いるが、それに伴い詠詩の場ともなっている。「河陽十詠」
 はこうしたなかで作られた詩群である。上記の詩題から知ら
 れるように、これらは河陽の景物を詠じた叙景詠物詩であり、
 先の冷然院詠物詩と類似する。

これら「河陽十詠」そして先述の冷然院詠物詩はいずれも
 三字の詩題であるが、これが白居易の新楽府に基づくもので

あるという。新楽府を見てみよう。

新楽府は『白氏文集』卷三・四を占める五十首の連作であ
 るが、確かに多くが三字題である。九首を除く四十一首がそ
 うであるが、煩を厭わず挙げてみよう。

七德舞、法曲歌、二王後、海漫漫、立部伎、華原磬、胡旋
 女、太行路、司天台、城三塩州、道州民、彈三五絃、蛮
 子朝、驃国楽、縛戎人、驪宮高、百鍊鏡、両朱閣、西涼伎、
 八駿図、潤底松、牡丹芳、紅線毯、杜陵叟、売炭翁、母
 別子、陰山道、時世粧、李夫人、陵園妾、塩商婦、杏
 為梁、紫毫筆、隋堤柳、草茫茫、古塚狐、黑潭竜、天
 可度、秦吉了、鶉九劍、采詩官。

『文華秀麗集』の十七首とこの四十一首の題を見比べてみ
 て、共に三字題であることはそのとおりであるが、私は異質
 なものという感じをどうしても拭い切れない。『文華秀麗
 集』詩は冷然院および河陽というある特定の空間の、自然の
 なかの景物を題とする。したがってと言っていいだろうか、
 題はすべて名詞句である。訓読すれば「河陽の花」のように
 「○○の○」というかたちである。新楽府のなかでこれと同
 じものは「潤底の松」「牡丹の芳」^{はな}「隋堤の柳」ぐらいである。
 今詩の内容は考慮の外において三文字が表現するものと考

えれば、「太行の路」「陰山の道」も数えていいだろう。なお「河陽十詠」に「山寺の鐘」があるが、これは物としての梵鐘ではなく、聞こえてくる鐘の音を自然界の一点景として詠むものであるから、物そのものを対象とする「華原の磬」や「紫毫の筆」などとは異なる。他は「胡旋の女」「道州の民」「陵園の妾」など人物が多い、また「塩州に城く」「母、子に別る」など（先掲の原文に返り点を付した）は動詞句であるなど、「文華秀麗集」詩の題とは大きく異なる。新楽府にはこのような『文華秀麗集』の詠物詩の題とは異質なものが多く含まれているが、このことは考えなくていいのだろうか。しかし、このような印象批評を連ねても論にはならない。確かな論証が必要である。

三

『文華秀麗集』詩の三字題の先蹤は別のところにある。冷然院詠物詩から考えていこう。同じ三字題であるが、「河陽十詠」とは由つて来たところが異なる。別々に考えなければならぬ。

冷然院詠物詩の先蹤は初唐詩にある。直接には『翰林学士

集』である。本書は唐の太宗とその周囲にあった宮廷詩人たちの詩を集めた詩集である。「翰林学士集」は通称で、本来の書名は未詳であるが、作者の一人、許敬宗の詩集である可能性が高いと考えられている。⁽⁸⁾ 名古屋の真福寺に伝わる「集卷第二」の残巻が唯一の伝本で、中国選述の書物で日本にのみ遺存する、いわゆる佚存書の一つである。

本書には十三の詩群の合計五十一首があるが、ここで取り上げるべきものは二つの詩群である。まず延慶殿侍宴詔詩四首から見ていこう。その詩題は次のとおりである。⁽⁹⁾

1 五言侍宴延慶殿同賦別題得阿闍鳳詔并同上三首并御詩
賦得残花菊 太宗文皇帝

2 賦得寒叢桂詔 司徒趙国公臣長孫無忌上

賦して「寒叢桂」を得たり。詔に応ふ。 司徒・趙国公臣長孫無忌上る。

3 賦得阿闍鳳詔 銀青光祿大夫行右庶子高陽県開国男弘文館学士臣許敬宗上

賦して「阿闍の鳳」を得たり。詔に応ふ。 銀青光祿大夫・行右庶子・高陽県開国男・弘文館学士臣許敬宗上る。

4 賦得凌霜雁詔 秘書郎弘文館直学士臣上官儀上

賦して「霜を凌ぐ雁」を得たり。詔に応ふ。秘書

郎・弘文館直学士臣上官儀上る。

1は全部に懸かる詩題であるが、特異な書き方になってるので、ここで訓読して説明する。

五言^a。延慶殿に侍宴し、^同に別題を賦して「阿閣の鳳」を得たり。詔に応ふ。并せて同上三首。并せて御詩、賦して「残花の菊」を得たり。太宗文皇帝

a 「延慶殿」は洛陽の宮城の宮殿。延慶殿で行われた宴に侍り、太宗の命に依えてそれぞれ別の題で詩を賦した。私は「阿閣の鳳」の題で賦したというのであるが、それに当たるのは3の許敬宗詩である。つまりこの詩題は許敬宗の立場で書かれている。bの同上三首は2、3、4の詩をいう。cに「御詩」、1の太宗の詩について述べている。すなわち太宗は「残花の菊」の題で賦したということである。

この四首は太宗が延慶殿に催した詩宴における太宗の御製と侍した長孫無忌、許敬宗、上官儀の応詔詩であるが、これらの詩が作られた状況は冷然院詠物詩のそれとじつによく似ている。共に皇帝の主宰する詩宴において、皇帝が自ら詩を賦し、侍臣もその命に依えて詠む¹⁰。肝心の詩題であるが、この延慶殿侍宴詩も三字題である。字数が同じであるだけでは

く、内容が景物を詠むものである点も、さらに各人がそれぞれの題を分かち取るという方法までも一致する。冷然院詠物詩は、この延慶殿侍宴詩をそっくりそのまま学び取って、嵯峨朝の宮廷において再現したものと云ってもよいほどである。唯一異なるのは、一方が七言で他方が五言であることだけである。

どのような詩であるのか、例として太宗の「残花の菊」を挙げておく。

階蘭凝曙霜 階の蘭は曙霜に凝り
岸菊照晨光 岸の菊は晨光に照る

露濃稀晚笑 露濃やかにして晚笑稀に

風勁浅残香 風勁くして残香浅し

細葉凋輕翠 細葉は凋みて翠を軽んじ

円花飛碎黄 円花は飛びて黄を碎く

還將今歲影 また今歳の影を將つて

復結後年芳 再び後年の芳を結はむ

もう一つは延慶殿集詩である。

五言延慶殿集同賦花間鳥 太宗文皇帝

五言。延慶殿に集ひ同に「花間の鳥」を賦す。太宗

文皇帝

五言侍宴延慶殿賦得花間鳥一首 応詔 中書侍郎臣許敬宗
上

五言。延慶殿に侍宴し、賦して「花間の鳥」を得たり。
一首。詔に応ふ。 中書侍郎臣許敬宗上る

残るのは二首のみである。先の詩と同じく延慶殿で行われた詩宴での太宗の作と許敬宗の応詔詩とである。題はこれも三字題であるが、ただ先の詩群とは異なって同題で詠んでいる。他の作は知りえないが、先の詩群が詠作されたのと同様の宮廷詩宴を想定してよいだろう。

このように『翰林学士集』所収の宮廷詩に三字題が用いられている。このことから、唐の太宗とその周囲にあった文臣たちの三字題の詩が他にもあるのではないか。そう考えて尋ねてみると、『初学記』所引の詩にそれが見出される。

- 1 同賦含峯雲 唐太宗（卷一、雲）
 - 2 賦得花庭霧 太宗皇帝（卷二、霧）
 - 3 賦得臨池柳 唐太宗文皇帝（卷二八、柳）
 - 4 賦得臨池竹 唐太宗文皇帝（卷二八、竹）
 - 5 賦得臨池竹 虞世南（卷二八、竹）
- 4については注が必要である。『初学記』では「賦得竹」である。しかし『全唐詩』巻一では同じ詩で題が「臨池竹」

であること、5の虞世南の詩が「臨池竹」であるが、『全唐詩』では後に「応制」の二字があり、皇帝の命を承けての詠作であること、太宗の詩の結句に「池に臨みて鳳翔を待つ」とあることの三点を考慮して「臨池竹」とした。なお、虞世南は初唐の代表的詩人の一人で、先の許敬宗や上官儀と同じく弘文館学士となり、秘書監に至る。太宗の深い信頼を得た。また3・4の太宗の呼称が「太宗文皇帝」と先の『翰林学士集』におけるそれと同じであることは注目される。

これらの詩題は「同賦——」「賦得——」という形で、先述の延慶殿侍宴詩の本来の詩題の書式と見比べると、いずれも同じような場、太宗と文臣らが会した詩宴での詠作と考えてよいであろう¹⁾。そうして題はいずれも三字の題であり、「峯を含む雲」「花庭の霧」「池に臨む柳」「池に臨む竹」と自然のなかの景物である。

以上見てきたことから、冷然院詠物詩の三字題は初唐の太宗を中心とする宮廷詩に倣ったものと考えられる。

なお、興膳著に「潤底松」を詠んだ嵯峨天皇の詩について、「左思や白居易の詩にこめられた社会的な風刺の意図はすっかり影を払って、すべてが冷然院中の叙景に終始している」という記述があり²⁾、新聞論もこれについて議論しているが、

これでいいのである。初唐の詠物詩を規範とするからには、「叙景に終始」することこそが本来の詠作意図だったはずである。

四

新聞論がもう一つの三字題の例として挙げた「河陽十詠」については、「十詠」に注目しなければならぬ。「十詠」をキーワードとして中国詩に先蹤を求めると、直ちに李白（七〇一―七六二）の「姑孰十詠」（『全唐詩』巻一八一）が見出される。五言律詩で次の十首である。

姑孰溪、丹陽湖、謝公宅、陵歎台、桓公井、慈姥竹、望夫山、牛渚磯、靈墟山、天門山。

「姑孰」は安徽省東南部、長江（揚子江）沿いの当塗の古名である。李白は江南の旅の折、しばしば立ち寄っているが、殊に最晩年をここで過ごし死を迎えている。「謝公宅」の謝公は李白が敬愛した斉の詩人、謝朓。「陵歎台」は黄山に建てられた宋の武帝の離宮。「桓公井」は東晋の桓温の遺跡。

「慈姥竹」は慈母山に生える竹。これで笛を作れば妙音を発するという。「牛渚磯」は長江に突き出た断崖。「天門山」は

長江を隔てて博望山と梁山が門のように向かい合っていることから、こう呼ぶという。

姑孰と近辺の景勝および古跡十箇所を選んで詠んだ連作である。小題は見るようにいずれも三字題である。一首挙げてみよう。

謝公の宅

青山日将暝 青山日将に暝れむとし

寂寞謝公宅 寂寞たり謝公の宅

竹裏無人声 竹裏人声なく

池中虚月白 池中虚月白し

荒庭衰草徧 荒庭衰草徧く

廃井蒼苔積 廃井蒼苔積もる

惟有清風聞 ただ有り清風の間かなる

時時起泉石 時時泉石に起こる

次いで劉禹錫（七七二―八四二）の「海陽十詠」（『全唐詩』卷三五五）がある。これには「引」（序）が付されている。

元次山始作海陽湖。後之人或立亭榭、率無指名。及余而大備。每疏鑿構置、必揣稱以標之。人咸曰有旨。異日、遷客裴侍御為十詠以示余。頗明麗而不虛美。因拮拾裴詩

所未道者、從而和之。

元次山始めて海陽湖を作る。後の人或いは亭榭を立つるも、率^{おほむ}ね名を指すことなし。余に及びて大いに備はる。疏鑿構置する毎に、必ず称を揣^{はか}りて以て之れを標^{あらわ}す。人咸^{みな}曰はく「旨有り」と。異日、遷客の裴侍御、十詠を為りて以て余に示す。頗^{すこ}る明麗にして虚美ならず。因りて裴詩の未だ道はざる所の者を拊^ひ拾^ひひて、從而之れに和す。

「海陽」は連州（広東省）にある。劉禹錫は八〇五年、この地に左遷された。そこでの作である。「元次山」は元結、盛唐から中唐にかけての詩人である。元結が開発した海陽湖を劉禹錫は大幅に整備し、場所や建物に名前を付けた。裴侍御がこれを「十詠」に賦したので、倣ってこの「海陽十詠」を作ったという。次の十首（五言律詩）である。

吏隱亭、切雲亭、雲英亭、玄覽亭、裴溪、飛練瀑、蒙池、
 焚^{ふん}糸瀑、双溪、月窟。

「焚糸」は乱れた糸。滝の流れをそう見立てての命名である。湖辺の谷、池、滝などの景観と建物とを選んで題としている。二字もあるが、三字の題が多い。

この十詠という形式は六朝詩に遡る。

梁の沈^{しん}約^{やく}が「十詠」（『玉台新詠』巻四）を賦している。残るのは二首のみで「領辺の繡」と「脚下の履」、三字題である。縫い取りした襟と刺繡を施した靴と。女性が身に着ける物を賦す艶治な詩である。他もすべて同じような内容の三字題の作であつただろうと推測される。

同じ梁の王台卿に「蕭治中の十詠に同ず」二首（『玉台新詠』巻一〇）がある。「同」は和すの意。題は「蕩婦高樓の月」と「南浦に佳人に別る」で三字題ではないが、蕭治中なる人物（「治中」は官名）に「十詠」と題した連作が先にあつたことが知られる。

作品が残るのはこれだけであるが、『梁書』巻三三、王筠^{おういん}伝に次の記述がある。

約於郊居宅造閣齋。筠為草木十詠、書之於壁。皆直写文詞、不加篇題。

約、郊居の宅に閣齋を造る。筠、草木十詠を為り、之れを壁に書く。皆直ちに文詞を写すも、篇題を加へず。

「約」は沈約である。王筠は沈約が邸内に高殿を造つた時に「草木十詠」を賦し壁に書き付けた。人々はこれを写し取つたという。

たまたまのことが、いずれも梁代であるが、十詠という形の連作詩が作られ抜まっていたことが明らかになる。

唐代の詩に戻る。廻り道の感もあるが、王維（七〇―一七六一）の「輞川集」（『全唐詩』巻二二八）に注目したい。序があるのをこれを読む。

余別業在輞川山谷。其遊止有孟城坳、華子岡、文杏館、斤竹嶺、鹿柴、木蘭柴、茱萸泚、宮槐陌、臨湖亭、南垞、欽湖、柳浪、欒家灘、金屑泉、白石灘、北垞、竹里館、辛夷塢、漆園、椒園等。与裴迪間暇各賦絕句云。

余が別業は輞川の山谷に在り。其の遊止するところ、孟城坳、華子岡、文杏館、斤竹嶺、鹿柴、木蘭柴、茱萸泚、宮槐陌、臨湖亭、南垞、欽湖、柳浪、欒家灘、金屑泉、白石灘、北垞、竹里館、辛夷塢、漆園、椒園等有り。裴迪と間暇に各おの絶句を賦すと云ふ。

「輞川」は長安の東南、藍田県（陝西省）にあり、王維はここに別荘を造営した。この集はその輞川荘中の二十箇所で詩友の裴迪と唱和した五言絶句それぞれ二十首合わせて四十首をまとめたものである。序に挙げる場所の名がそのまま詩題となっているので、十三首は三字題ということになる。

「輞川集」は王維の代表作とも称される作品である。なかでも有名な作を挙げてみよう。教科書にも載る。

竹里館

独坐幽篁裏 独り坐す幽篁の裏
弹琴復长嘯 琴を弾じまた長嘯す

深林人不知 深林人知らず

明月来相照 明月来りて相照らす

「輞川集」にはどこにも「二十」という数字はないが、後の詩人はそれを読み取って「輞川二十首」と解したようである。銭起（七一〇―七八二？）に「藍田溪雜詠二十二首」（『全唐詩』巻二三九）があるのは、それを証するものである。前述のように、「藍田」は輞川のある土地である。銭起の連作は「輞川集」の二十首を意識したものと考えられる。以下の二十二首である。

登台（一作「望山台」、板橋、石井、古藤、晚帰鷺、洞山謠（一作「伺山径」、葉圃、石上苔、窓裏山、竹間路、竹嶼、砌下泉、戲鷗、遠山鐘、東坡（一作「憶皇子陂」、池上亭、衝魚翠鳥、石蓮花、潺湲（一作「溪」、声、松下雪、田鶴、題南陂。

異文のある題もあってゆれがあるが、半数が三字題である。

中唐詩にはなお類似の連作詩がある。

韓愈（七六八―八二四）に「號州劉給事使君伯芻の三堂新題二十一詠に和し奉る」（『全唐詩』卷三四三）がある。號州の長官劉伯芻の「三堂」に新たに題す二十一詠（散佚）に和した作である。これには序がある。

號州刺史、宅連水池竹林、往往為亭台島渚、目其処為三堂。劉兄自給事中出刺此州。在任逾歲。職修人治、州中稱無事。頗復增飾、從子弟而遊其間。又作二十一詩以詠其事。流行京師、文士爭和之。余与劉善、故亦同作。

號州刺史、宅は水池竹林を連ね、往往に亭台島渚を為り、其の処を目して三堂と為す。劉兄、給事中より出でて此の州に刺たり。任に在ること歳を逾ゆ。職修まり人治まり、州中事無きを称す。頗また増飾し、子弟を従へて其の間に遊ぶ。また二十一詩を作りて以て其の事を詠ず。京師に流し、文士争ひて之れに和す。余、劉と善し、故にまた同じて作る。

「號州」は現在の河南省の靈宝（山西・陝西省と接する地）である。劉伯芻はその地の長官となり、庭園を造つて三堂と名付けた。治政に勤めつつ、この地を周遊し、二十一箇所を景物を詩に賦した。これが都で評判となり、文人たちが

争つて唱和し、親しかった韓愈もまた和したという。

二十一の景物が小題となっているが、「新亭」「流水」「竹洞」「月台」など、すべて一般名詞で、また二字である。

韋处厚（七七三―八二七）に「盛山十二詩」（『全唐詩』卷四七九）があり、張籍（七六六？―八三〇？）に「韋開州の盛山十二首に和す」（『全唐詩』卷三八六）がある（ともに五言絶句）。合わせて見ていこう。張籍の詩の題にいう「韋開州」は韋处厚である。彼は開州（今の重慶市開県。巫山の近く）の長官となつたので、こう呼ぶ。「盛山」は開州に同じ。唐代、開州―盛山郡―開州と改称されている。開州刺史となつた韋处厚は任地盛山の十二の景物を連作詩として詠じた。次の十二である。

隱月岫、流杯渠、竹巖、繡衣石榻、宿雲亭、梅谿、桃塢、

胡盧沼、茶嶺、盤石磴、琵琶台、上士餅泉¹⁶

これがそのまま小題であるが、半数が三字題である。張籍はこれに和した。その題は順序は異なるが、全く同じである。

「十詠」あるいは「――十詠」と題する詩は晩唐詩にもあるが、挙例は以上に止める。

中唐詩まで視野を上げたが、論点が分かれたので、ここで整理しておこう。

ある一つのテーマのもとに「十詠」あるいは「——十詠」と題する連作詩が六朝梁代に作られている。その中に片鱗であるが、三字題がある。

十詠詩は唐代にも引き続いて制作されるが、十首に止まらず、十二、二十など、また「十詠」ではなく「十首」などと多様化する。

そのなかで、ある特定の場所や地域内の自然、景物を対象とする叙景・詠物詩が作られるようになり、一つの系譜となる。こうした詩に三字題が多く用いられている。

以上のように要約できようか。最初に挙げた李白の「姑孰十詠」はこの一つの典型である。『文華秀麗集』の「河陽十詠」は中国詩のこの系譜に連なるものと理解すべきであろう。

五

嵯峨朝における白居易の新楽府受容の論拠の一つとして三字題ということが指摘されているので、これを検証した。

その例として『文華秀麗集』所収の冷然院詠物詩および「河陽十詠」が挙げられているが、前者は『翰林学士集』所収の延慶殿侍宴詩に典型を見る、初唐の太宗を中心とする宮

廷詩を先蹤とするものである。後者は六朝以来の伝統を承けて唐詩に形成された、特定の空間の自然、景物を詠む連作詩の系譜を承けるものである。三字題はこれらに基づく。したがって、三字題の一致は新楽府受容の論拠とはなりえない。これが本論の結論である。

なお、誤解のないように付言しておく。前稿もそうであったが、本論は嵯峨朝における新楽府あるいは中唐詩の受容、そのことを否定しようとするものではない。興膳論および新問論が提起した個別の問題についての私見である。

注

- (1) 日本漢詩人選集『古代漢詩選』（研文出版、二〇〇五年）、『空海と平安朝初期の漢詩』（『和漢比較文学』36号、二〇〇六年）、『日本漢詩文における空海』（興膳宏『中国文学理論の展開』清文堂、二〇〇八年）。
- (2) 日本古典文学大系本の作品番号。
- (3) 小島憲之校注、日本古典文学大系本頭注。
- (4) 「嵯峨朝の宮廷文学と東アジア」ア（仁平道明編『王朝文学と東アジアの宮廷文学』竹林舎、二〇〇八年）。
- (5) 北山円正他編『日本古代の「漢」と「和」』嵯峨朝の文学から考える（『アジア遊学』188、勉誠出版、二〇一五年）所収。
- (6) 注1『古代漢詩選』一〇四頁。
- (7) 前掲論文六一頁。
- (8) 興膳宏『翰林学士集』をめぐる（注1『中国文学理

- 論の展開」。初出、一九九四年、陳尚君「日本漢籍中的唐代文学文献」（同著『漢唐文学与文献論考』上海古籍出版社、二〇〇八年。初出、二〇〇〇年）。陳氏は『許敬集』の残巻と断定する。
- (9) テキストは藏中進・藏中しのぶ・福田俊昭著『翰林学士集』注釈（大東文化大学東洋研究所、二〇〇〇年）を用いる。
- (10) 冷然院詠物詩には「応製」とあるが、「応詔」に同じ。「製」は本来「制」で天皇の命令の意。我が国でも平城朝までは「応詔」と表記していたが、嵯峨朝から「応製（制）」が用いられるようになった。後藤昭雄「文徳朝以前と以後」（『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二年）参照。
- (11) さらに言えば、これらも『翰林学士集』に入集していた可能性もある。
- (12) 注1『古代漢詩選』一〇五頁。
- (13) なお、日本古典文学大系本頭注に「十詠」という語の先例として沈約の「十詠」、「姑熟十詠」、「海陽十詠」を挙げる。
- (14) 以上、大野実之助『李太白詩歌全解』（早稲田大学出版部、一九五九年）を参照した。
- (15) 「遷客」は全唐詩本は「遷宮」。これを、卞孝萱校訂『劉禹錫集』（中国古典文学基本叢書、中華書局、一九九〇年）により改めた。
- (16) 張籍の和詩の一本は「上士泉」とする。